

低入札価格調査制度の調査基準価格及び
最低制限価格制度の最低制限価格の算定方法等の変更について

令和4年8月10日

三島市財政経営部財政課

「三島市低入札価格調査制度の運用基準」「三島市最低制限価格制度実施要領」を令和4年10月1日（同日以降に入札公告等を行う建設工事の契約の入札）から以下のとおり一部改正しますのでお知らせします。

三島市低入札価格調査制度の運用基準

改正後	改正前
(略)	(略)
<p>2 調査基準価格の設定</p> <p>(1) 本調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合に合っては、予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に<u>10分の6.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 予定価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。</p> <p>3) 特別なものについては、(1)の算定方</p>	<p>2 調査基準価格の設定</p> <p>(1) 本調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合に合っては、予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に<u>10分の5.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 予定価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。</p> <p>(3) 特別なものについては、(1)の算定</p>

法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする。 (略)	方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする。 (略)
--	---

三島市最低制限価格制度実施要領

改正後	改正前
(略)	(略)
(最低制限価格の設定及び算定)	(最低制限価格の設定及び算定)
第3条 最低制限価格は、規則第9条第1項の「低入札調査基準価格」を同条第2項のとおり準用し、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合に合っては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。	第3条 最低制限価格は、規則第9条第1項の「低入札調査基準価格」を同条第2項のとおり準用し、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合に合っては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
(3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額	(3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
(4) 一般管理費等の額に <u>10分の6.8</u> を乗じて得た額	(4) 一般管理費の額に <u>10分の5.5</u> を乗じて得た額
2 予定価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。	2 予定価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。
3 特別なものについては、第1項の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。	3 特別なものについては、第1項の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。
(略)	(略)